

地方公共団体における バリアフリー化に関する条例等の取組 (建築物関連)

バリアフリー法に基づく条例について

バリアフリー法第14条に基づく条例(地方条例)

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、対象区域を設定して、以下の措置を講じることが可能。

- 義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途を追加すること
- 義務付け対象規模を、政令の規模(原則2,000㎡)未満に設定すること
- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

現在、バリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している地方公共団体は計20団体 (2020.9時点)

○都道府県(14)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

○市区町村(6)

東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市

移動等円滑化の促進に関する基本方針 (建築物関係部分抜粋)

2020年6月18日 公布
2020年6月19日 施行

七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 (2) 国の講ずべき措置(地方公共団体に対する助言・指導、設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等)

(略)、また、建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

(略) なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。(略)

条例による特別特定建築物の義務付け対象規模の設定と特定建築物の義務付け対象の追加と対象規模(表の規模以上)

制定自治体(20)	特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況(抜粋)								特定建築物の義務付け対象の追加及び対象規模の設定状況(抜粋)				
	学校特別支援	診療所又は病院	画覧劇場、映観等	は集会場又は公会堂	等物販店舗	はホテル又は旅館	官公庁等	飲食店	学校	事務所	下宿、寄宿舎、共同住宅	ム等福祉ホー	保育所、
岩手県	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-	全て※1a	-	-	-	-
山形県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	2,000㎡	-	-	-	-
埼玉県	全て	全て※1c	全て※1c	全て	200※1b,1c	200㎡	全て	200㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て※1a	500㎡
東京都	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡
世田谷区	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	1,000㎡※1a	全て	1,000㎡
練馬区	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	1,000㎡※1a	全て	1,000㎡
神奈川県	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	500㎡	-	2,000㎡※1a	500㎡	-
横浜市	1,000㎡	全て※1c	300㎡	全て※1c	300㎡	1,000㎡	全て	300㎡	1,000㎡	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡
川崎市	全て	全て※1c	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡
石川県	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡※1a	-	-	-	-
長野県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-
高山市	全て	全て※1c	500㎡	1,000㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	-
京都府	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	3,000㎡	2,000㎡	-
京都市	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	-	3,000㎡	3,000㎡※1a	-	-
大阪府	全て※2a	全て※2a	500㎡	全て※1c,2a	200㎡※2a	1,000㎡	全て※2a	200㎡※2a	全て※2a	-	2,000㎡※1a,1b,2b	全て※2a	1,000㎡
兵庫県	全て	全て	全て	全て	100㎡	100㎡	全て	100㎡	全て	3,000㎡	2,000㎡※1a,1c	全て	全て
鳥取県	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	-	全て※2a	全て※2a	全て※2a
徳島県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	1,000㎡※1a	-	-	-	-
大分県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-
熊本県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	2,000㎡	-	-	-	-

※1は、義務付け対象となる用途及び用途ごとの義務付け対象規模について

※1a:一部用途を義務付け対象から除く ※1b:用途により義務付け対象規模が異なる

※1c:患者の収容施設の有無(診療所)、集会室の規模(集会所)、コンビニエンスストアであるか否か(物販店舗)、規模及び戸数(共同住宅)により、義務付け対象から除くもの及び義務付け対象規模が異なるものがある

※2は、義務付け対象となる建築物移動等円滑化基準の項目及び項目ごとの義務付け対象規模について

※2a: EV等、建築物移動等円滑化基準の項目により義務付け対象規模が異なる ※2b:一部、建築物移動等円滑化基準の項目を義務付け対象から除く

地方公共団体による独自条例による取組み

○ **バリアフリー法に基づく条例**を制定し、基準への適合義務化によるバリアフリー化を進める地方公共団体がある一方、**地方公共団体独自の条例**(いわゆる「福祉のまちづくり条例」等)に基づき、**事業者との着工前の事前協議等**を通じ、バリアフリー化を促進している地方公共団体も多数存在している。

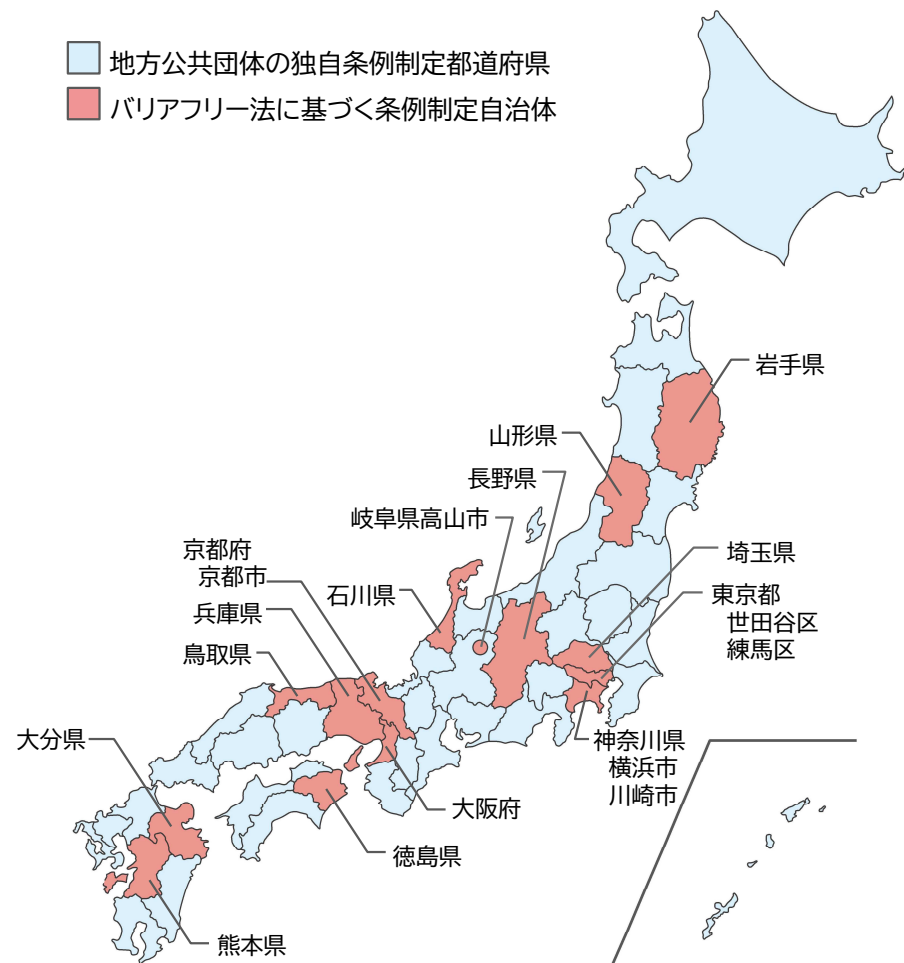
条例の考え方の違い

	バリアフリー法に基づく条例	地方公共団体の独自条例
対象用途・規模	各自治体ごとに独自に設定	より幅広い用途・規模を対象
基準への対応	基準への適合を義務化	着工前の事前協議等を通じたバリアフリー化の促進

※基本的なパターンを示したものであり、それぞれの自治体により考え方は異なる。

- 地方公共団体では、いずれかの条例(もしくは両方の条例)により、建築物のバリアフリー化に向けた取組みを進めている。
- 条例の解説本やマニュアル等を作成している自治体も多く、建築設計標準の改正の考え方等を含め、適切に見直し、改善等を促すことが重要。

■ 地方公共団体の独自条例制定都道府県
■ バリアフリー法に基づく条例制定自治体



※両方でバリアフリー化を推進している都道府県については、「バリアフリー法に基づく条例制定都道府県」に含む。

○ホテル又は旅館

東京都建築物バリアフリー条例(2019年9月1日改正施行)

■一般客室の基準の創設

- 共用部の基準(一般客室までの経路)
- 一般客室内の基準(客室出入口幅、便所及び浴室等の出入口幅、階段又は段なし、等。)

※東京都福祉のまちづくり条例施行規則(2019年9月1日改正施行)には、上記と同様の遵守基準を追加

※東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(2019年3月改訂版)には、以下を「望ましい整備…遵守基準を満たした上で配慮することが望ましい事項」として追加

- 既存客室の改善・改修に当たっての留意点
- ホームページ等での情報発信に当たっての留意点

大阪府福祉のまちづくり条例(2020年9月1日改正施行)

■車椅子使用者用客室の基準の追加

- 客室出入口及び浴室等の出入口は引き戸

■一般客室の基準(2種類)の創設

- 共用部の基準(一般客室までの経路)
- 一般客室内の基準(客室出入口幅、便所及び浴室等の出入口幅、経路幅、階段又は段なし、等。)

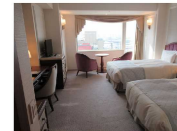
■バリアフリー情報の公表制度(ホテル又は旅館)の創設

横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(建築物編)(2018年12月改正)

■一般客室のバリアフリー改修事例(コラム)の追加

コラム

一般客室のバリアフリー改修事例



車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、既存の一般客室のバリアフリー化を行った市内のホテルの事例です。
一見すると、一般客室と大きく変わりませんが、様々なバリアフリーの配慮がなされています。

●客室出入口の内側に車いすが回転できるスペースを確保



出入口内側にあつたクローゼットの奥行きを50cm程度下げることによって、車いすが回転できる広いスペースを確保しています。

客室の出入口がもともと80cmであることに加え、奥行きも確保されたことでさらに使用しやすくなりました。

●バスルームの出入口を引き戸とし、段差を解消



客室から洗面所への出入口を開き戸から引き戸に変え、さらに洗面所とバスルームの間にあつたドアを外して段差を解消しました。この結果、室内からバスルームにスムーズに進入できるようになります。

●洗面台を使いやすく改修

洗面台の下部は、車いす使用者の膝が入る構造になっています。また、水栓がレバー式で、かつ蛇口が手前に長いものに変えています。



●入浴への配慮

浴室への手すりの設置とともに、バスタブへ入るのに便利な回転座面付きの手すり、シャワーチェア、滑り止めマットなどの福祉用具の貸出しもしています。



●ツインルームのトリプル化を可能にする工夫

介助者が同行する場合などに、3人でも同じ部屋に泊まれるようにツインルームのベッドの下にもう1台のベッドを収納しています。いわゆるエキストラベッドのような簡易なベッドではなく、引き出して組み立てると他の2台と全く同じ仕様のベッドになります。

11

ホテル又は旅館の客室

出典 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(建築物編) 平成30年12月
横浜市 p.124-2

○劇場・競技場等の客席・観覧席

東京都福祉のまちづくり条例施行規則(2019年4月1日改正施行)、同条例施設整備マニュアル(2019年3月改訂版)

■観覧席・客席の基準等の追加

- 車椅子利用者対応観覧席・客席からのサイトラインの配慮
- 水平方向及び垂直方向への客席の分散配置
- 配慮が必要な人の座席(付加アメニティ座席)の確保
 - 遵守基準…条例施行規則に基づく、一定規模以上の建築物等を新設又は改修する際に守るべき基準
 - 望ましい整備…遵守基準を満たした上で配慮することが望ましい事項

○小規模店舗

東京都福祉のまちづくり条例施行規則(2009年10月1日改正施行)

■小規模建築物等の整備基準の運用

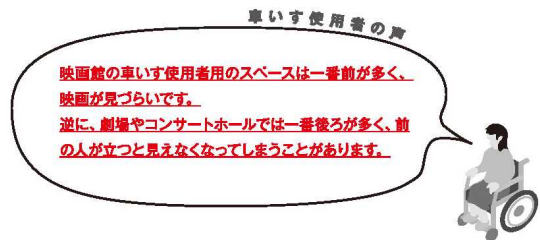
- ・生活に身近な店舗等のバリアフリー化を進めるため、新築又は改修時に届出を要する施設に小規模な物販店舗等を加えるとともに、併せて、小規模建築物の実態に十分配慮した整備基準を創設、運用(小規模店舗のバリアフリー設計等に関する建築設計標準の改定前)

横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(建築物編)(2018年12月改正)

■サイトライン(可視線)(コラム)の追加

- ・車椅子利用者用客席・観覧席から舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保することの重要性や、サイトライン確保に支障のない手すり高さの配慮等について記述

図の出典 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(建築物編) 平成30年12月 横浜市 p.128-1



○当事者参画

横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(建築物編)(2018年12月改正)

■すべての人に使いやすい建物を目指して ~設計段階での障害のある当事者等の参加(コラム)の追加

- ・障害のある当事者の参加例とあわせて、設計段階から高齢者・障害者等の利用者から意見を聴取し、計画や設計に参加してもらうことの重要性やそのメリット等について記述